

蓮田都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路 1・3・1 首都圏中央連絡自動車道ほか 1 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 なる経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
自動車専用道路	1・3・1	首都圏中央連絡自動車道	白岡市柴山字芝原	白岡市高岩字須郷	白岡市下大崎字賀美田	約 1,100m	嵩上式	4車線	25m		国道122号に接続
			なお、白岡市下大崎字屋敷回地内に入口1箇所を設ける。 なお、白岡市野牛地内にジャンクションを設ける。								
幹線街路	3・4・1	大宮栗橋線	白岡市篠津字押出	白岡市西一丁目	白岡市西七丁目	約 3,060m	地表式	4車線	21m	JR東北新幹線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	
	3・4・2	大宮栗橋線	白岡市野牛字南谷	白岡市野牛字南谷	白岡市野牛字南谷	約 37m	地表式	4車線	21m		
	3・4・5	爪田ヶ谷篠津線	白岡市寺塚字大畑	白岡市西七丁目	白岡市篠津字四本木	約 2,660m	地表式	2車線	16m	J R 東北新幹線、J R 東北本線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	
	3・4・7	白岡篠津線	白岡市白岡字山	白岡市篠津字押出	白岡市篠津字四本木	約 3,220m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差6箇所	
	3・4・11	大宮栗橋線	蓮田市大字蓮田字山ノ内下	蓮田市西新宿六丁目	蓮田市関山二丁目	約 3,560m	地表式	4車線	21m	幹線街路と平面交差4箇所	
	3・4・13	蓮田駅西口通線	蓮田市関山二丁目	蓮田市末広二丁目	蓮田市本町	約 1,290m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差3箇所	
	3・4・15	蓮田駅東口黒浜線	蓮田市東五丁目	蓮田市大字黒浜字上沼	蓮田市東三丁目	約 1,930m	地表式	2車線	16m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差2箇所	
	3・4・16	蓮田駅東口馬込線	蓮田市東五丁目	蓮田市馬込四丁目	蓮田市馬込一丁目	約 1,130m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差4箇所	
	3・5・17	大宮蓮田線	蓮田市大字馬込字十二番	蓮田市蓮田一丁目	蓮田市蓮田二丁目	約 1,185m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差3箇所	
	3・5・19	川島橋工場団地線	蓮田市大字黒浜字天神前	蓮田市大字黒浜字桜ヶ丘	蓮田市大字黒浜字宿浦	約 2,530m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差2箇所	
区画街路	7・6・1	馬込野久保線	蓮田市馬込一丁目	蓮田市馬込五丁目	蓮田市馬込二丁目	約 1,180m	地表式	2車線	8m	幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

変更理由

合併により、旧菖蒲町が蓮田都市計画区域から久喜都市計画区域へ統合することに伴い、本案のように変更するものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する、同法第17条第1項の規定に基づき、蓮田都市計画道路（埼玉県決定）の変更について示したものです。

1 変更の必要性

市町村合併により、蓮田都市計画区域を構成している旧菖蒲町が久喜都市計画区域へ統合されるため、蓮田市、白岡市で蓮田都市計画区域を構成することとなったため、都市計画法第21条第1項の規定による都市計画区域の変更にあわせ、蓮田都市計画道路の変更を行うものです。

2 変更の内容

合併による都市計画区域の変更に伴い、都市計画道路の位置、区域、構造の変更を行うとともに、車線数を定めます。

また、埼玉県が定めた「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱い」に基づき、県決定の都市計画道路と一体的に定めている駅前広場を分離し、蓮田市決定として新たに駅前広場を定めます。

なお、今回の変更では、実質的な道路の位置等の変更は行わないことから、都市計画上の規制内容に変更は生じません。

3 関連する都市計画

蓮田都市計画道路（埼玉県決定）の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）
- ② 都市計画区域（埼玉県決定）
- ③ 区域区分（埼玉県決定）
- ④ 住宅市街地の開発整備の方針（埼玉県決定）
- ⑤ 蓮田都市計画道路（蓮田市決定・白岡市決定）